

## 県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言書

### ■基本方針

滋賀県では、「この子らを世の光に」とした糸賀一雄氏の心を受け継ぎ、障害の有無に関わらずお互いに尊重し、すべての人が持っている力を発揮できる共生社会の実現を目指して、障害者雇用促進法の基本的理念のもと、障害のある労働者の能力を発揮する機会を創出するため、企業および関係団体等との密接な連携を図りながら、以下の取組を進めていきます。

### ■具体的な取組内容

障害のある人が、その希望と能力に応じ、多様な働く場に参加し、自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

- 教育現場における障害のある生徒・学生の一般就労への促進
- 障害者の知識・技能の向上による一般就労への促進
- 障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行支援
- 障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備
- 障害者の雇用促進に向けた総合的な支援の展開

令和6年（2024年）3月22日

滋賀県障害者雇用対策本部長

滋賀県知事

三木大造